

平成二十一年六月二十九日提出
質問第六一四号

外務省におけるタクシー券の使用等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省におけるタクシー券の使用等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第五四九号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では、平成十八年度から二十年度の三年度における外務省のタクシー券の支払金額及び十八年度のみの使用枚数が明らかにされている。平成十九年度と二十年度のタクシー券の使用枚数については、「詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、平成十八年度については明らかにしているのにも関わらず、他の二年度については右の様な答弁がなされるのはなぜか。

二 平成十九年度、二十年度における外務省のタクシー券使用枚数を明らかにするのに詳細な調査を要するのなら、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、右年度における同省のタクシー券使用枚数を明らかにすることを再度求める。

三 先の質問主意書で、外務省において必要とするタクシー券に係る予算を、どのような裏づけ資料を基に要求していたのかと問うたところ、「政府答弁書」では「過去のタクシー券による支払金額等に基づき要求を行っている」との答弁がなされているが、右答弁にある「支払金額等」とは何を指しているのか、全て

明らかにされたい。

四 先の質問主意書で、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省の局ごとのタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねについては、詳細な調査を行う必要があるため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。詳細な調査を要するのならば、答弁の延期に応じることは十分に可能であるところ、平成十八年度から二十年度に渡る、外務省の局ごとのタクシー券の使用枚数、合計金額等、その使用状況について明らかにすることを再度求める。

五 過去の答弁書において、外務省として、同省職員によるタクシー券の不適正な使用についての調査（以下、「調査」という。）を行っているとして、先の質問主意書で、①「調査」が行われた期間、②「調査」を担当した外務省の部署及び担当責任者の官職氏名、③「調査」の対象となった外務省職員の官職氏名、④「調査」を記録した文書の有無につき、それぞれ明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」では「外務省大臣官房において随時職員を対象に調査を行っているが、外務省職員によるタクシー券の不適正な使用の事例は確認されていないため、文書は残していない。」との答弁がなされている。不適正な使用があろうがなかろうが、「調査」が同省において公式になされたものであるのな

ら、また、タクシー券の原資が国民の税金から支出されていることに鑑みても、その結果を記録し、文書に残しておくのが当然ではないのか。右の答弁には「外務省職員によるタクシー券の不適正な使用の事例は確認されていないため、文書は残していない。」とあるが、これでは、仮に不適正な事例があったとしても国民にはそれを確認する手段が残されていない。同省として、なぜかくもいい加減な形で「調査」を行ったのか、その真意を説明されたい。

六 過去に外務省欧州局ロシア課長を務めていた松田邦紀氏が、例えば職務自体は既に終えているものの、電車で帰宅することを避けるため、同省の外部等で適当に時間をつぶし、タクシー券が使用できる午前零時半を見計らって同省に戻るという形で、過去にタクシー券を使用していたという事実はないか。その確認が行われた日にち、時間、場所、確認を行った人物等を明確にし、またその確認の内容を文書として記録するという明確な形で、松田氏本人に確認をとり、明らかにすることを求める。

右質問する。